

## ◆ 保税蔵置場における監査報告及び非違の防止策等について ◆

### 1. コロナ下における保税監査について

平成 21 (2009) 年 7 月に導入された保税蔵置場等の税関に対する監査報告の提出については、導入から 10 余年が経ちました。

※関税法基本通達 34 の 2—9 (社内管理規定の整備) (7)

(7) 評価・監査制度の整備 蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

※「内部監査について (非違等の未然防止のための取組み): 大阪税関監視部保税部門作成」  
[https://www.kanzei.or.jp/osaka/osaka\\_files/pdfs/20200210-1.pdf](https://www.kanzei.or.jp/osaka/osaka_files/pdfs/20200210-1.pdf)

現状のコロナ下においては「監査手法」が限られておりますが、企業においては遠距離の保税蔵置場が複数に及ぶこともあり、現地に赴くことが困難なため、関係書類をすべて送付させてこれを精査し、在庫確認等についてはオンラインにより現場の映像を確認し報告書を作成しているケースもあるように聞いています。

しかしながら、やはり現地にはそれぞれの特徴があり、それに合わせた作業手順の確認や研修を実施するためには、現地監査に勝るものはないのではないかと感じています。

### 2. 非違の防止策等について

筆者が企業に入社以降、弊社では特に非違事例は起きておりませんが、これまでの監査等の経験から考えた非違の防止策を 3 点ほど述べたいと思います。皆様方の監査の際に参考となれば幸甚です。

#### (1) 作業手順の踊り場チェック

どの保税蔵置場等にも必ず搬出入等に係る作業手順書又はこれに準ずるものが置いてあるはずですが、通常は搬出入等の一連の作業終了後に異常の有無等を確認していると思いますが、これらの作業中の一連の流れの中にチェックポイント (踊り場) を複数設定するというものです。

例えば、事務方から作業現場への指示の確認時 (誰から誰に何時どんな内容で) 又梱包開始時 (貨物の品名、数量、重量等) 等のチェックをまめに行うことにより、作業中の緊張感が持続され、ケアレスミスの減少に役立つはずですが、もう一度作業手順書等の見直しを行い、チェックポイント毎の簡易なチェックリストを作成してみてもはいかがでしょうか。これにより、作業終了時の最終チェックの充実化が図られるはずですが。

## (2) 荷揃えの励行

保税蔵置場等における非違事例で特に多いのは、「誤搬出」だと思います。誤搬出の原因、様々な要素が多々存在すると思いますが、搬出貨物を確認する際の「荷揃え」が正しく行われていればかなりの確率で防止できるはずですが、一口に「正しい荷揃え」と言ってもこれにはある程度作業環境の整理が必要であり、例えば、搬出対象貨物の保管場所を常時把握しているか、荷揃え場所への移動プランが整理されているか、また、荷揃え場所を恒常的に確保しているか、さらに関係書類と搬出貨物を対査確認する担当者を指定しているか等、整理する必要があります（チェックポイントの整理も可能）。

## (3) ヒヤリハット報告書の作成

通常、保税業務を行っているとき、「おっと、あぶない！」危うくミスをするところだった、という経験は誰にでもあるのではないのでしょうか、所謂「ヒヤリハット」ですが、これを見過ごすことなく、担当者間で情報を共有し、職場ミーティングで原因の分析を徹底的に行い、注意点を探し出す必要があります。さらに非違・事故防止策への構築のため、報告書を作成し、原因と防止策を文章により記録し、担当者の引継ぎ資料に役立つよう整理しておくことが肝要です。

非違・事故は必然的に起こるものです。一見、担当者の個人的ミスとして処理されがちですが、組織的な要因は本当になかったのか、例えば、業務量に合わない人員を配置していないか、法令等の研修は十分に行われているか、些細なミスの手当てをせず放置してはいないか、風通しの良いコミュニケーションは保たれているか、いわゆる、組織風土に問題はないかの見直しは重要です。

仮に、非違・事故があったとしても、一時しのぎの場当たり的な処理は厳禁です。非違・事故の事実はそれぞれ風化していくものです。例えて言えば、バスはいくら継がないでも鉄道にはなりません。ルール（良質なガバナンス構築）をしっかりと安定させて業務を遂行することが非違・事故の防止に役立つはずですが。

なお、自社においてこれまで非違・事故起きなかったとすれば、それは「たまたま」という謙虚な発想も必要です。

投稿者：伊藤 正英 (EIPS サポーター)